

【資料1】 鹿児島県工事成績評定要領の2018年2月改定のあらまし

1	改定の概要	2
2	人による評価のバラツキの解消	3
	(2-1) 評価対象項目の統一とスロープ状配点の導入・・・資料2-1	3
	(2-1-1) 導入の目的と効果	3
	(2-1-1) 一部の例外	4
	(2-1-2) 評価対象項目の内容の見直し	4
	(2-2) 個人の印象による評定の排除・・・資料2-2	4
3	県内の実情に合わせた改善・・・資料2-3	5
4	改定前後の変化の予測・・・資料2-4	6
5	休日の確保に対する評価・・・資料3-1～3-2	7
	週休2日の定義	7
6	その他の改善	8
	(6-1) 多工種の工事に対する評定方法の改善	8
	(6-2) 端数処理の改善・・・資料4	8
7	スケジュールと周知・・・資料5	9
	平成29年度	9
	平成30年度	9

1 改定の概要

鹿児島県の環境林務部、農政部及び土木部の工事監査は、工事成績評定要領の一部を約8年ぶりに改定します。

現行の考査項目は、平成22年に国土交通省のものをベースに制定されたものですが、その一部が県内の施工規模に合っていないこと、受注者から善処を求める意見が寄せられていること及び政府の働き方改革に合わせて、休日の確保に関する取組みを後押しする必要があることなどから、今年度、工事成績評定表等を改定することにしました。

改定に関する年次計画は次表のとおりです。

課題	H28年度	H29年度	H30年度
法令遵守等の違反に対する規定の不備	①「工事事故に対する減点のフローチャート」を作成し、処分内容の統一を図った。 ②評定要領を改正し、違反の事実が発覚した時点で、再評定を行うこととした。		
評定結果に対する受注者の不満	①評価者の感覚によって評点が上下する。 ②難易度に差がある工事であっても、同じ80点となることが多い。 ③評定の仕組みが複雑で、ブラックボックスになっている。	評定システムを改善する。 ①②評定者の裁量の幅を減らし、統一された評価項目に基づいて評定する。 ③合理的でシンプルな計算方法に変更する。	
	働き方改革の趣旨を踏まえ、休日の確保の取組みを後押しする。	休日確保の実現度に応じて加点を行う。	
	時勢に合わなくなった評価項目がある。		項目の見直しを行う。

2 人による評価のバラツキの解消

現行の評定要領は、評定者の裁量の幅が大きく、これがバラツキの原因となっていたと
思われますので、次の点を改善します。

(2-1) 評価対象項目の統一とスロープ状配点の導入…資料2-1

(2-1-1) 導入の目的と効果

これまでは、評定者が、その工事について評価対象項目を自由に選択できるようになって
いましたが、改定案では、評価対象項目を固定して、個人差がでないようにします。

同時に、1つの評定項目について大きく3段階(a,b,c)のランクで評価する方式を改め、
達成した項目数に比例して細かく加点する「スロープ状配点」の方式を導入します。

簡単に言うと、現場の難儀(汗)の数を点数に換算して積み上げる方式に変わります。

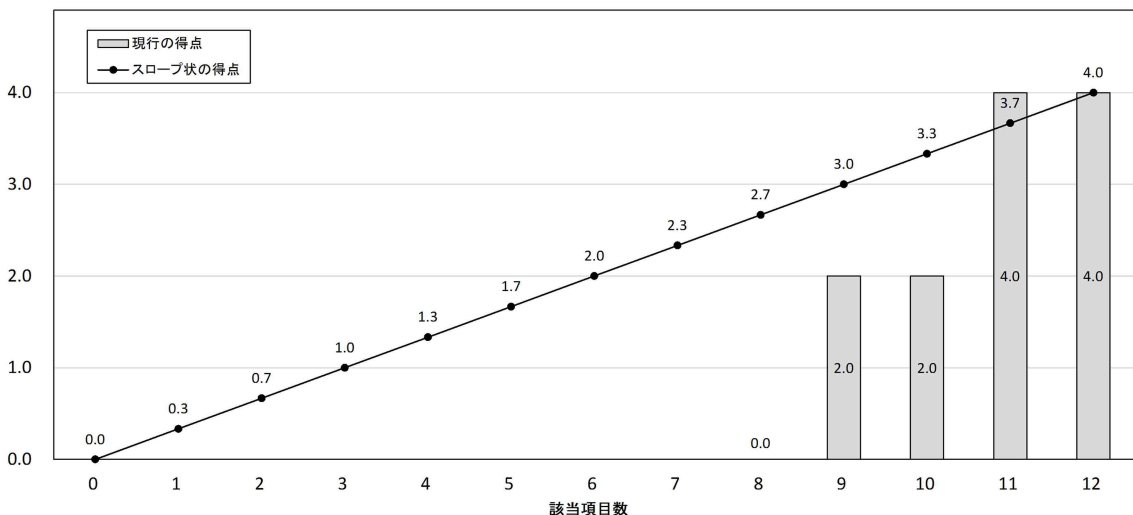
この結果、これまではc評価として切り捨てられていた点数も、ていねいに拾って評価さ
れます。

一方、評価対象項目が固定されたことにより、工事の内容によって相対的な差が生ま
れることも事実です。

難度が高く、難儀(汗)の数が多い工事ほど、評価対象項目が多いので、達成数の可
能性が増えますが、逆に難度が低い工事では、達成数の可能性が頭打ちになりま
す。

結果として、気遣いの多い市街地の土木一式工事や災害復旧工事がやや高めに評
価され、ブロック製作などの単一工種工事がやや低めに評価されることとなります。

点数 図2-1 スロープ状配点の模式図 監督員が評定する「施工状況」の「施工管理」の場合



該当項目数 n		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
評価値 (n/12)	現行	0.0	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0
ランク	現行	c	c	c	c	c	c	c	c	c	b	b	a	a
現行の得点	現行	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	4.0	4.0
スロープ状の得点	改定	0.0	0.3	0.7	1.0	1.3	1.7	2.0	2.3	2.7	3.0	3.3	3.7	4.0

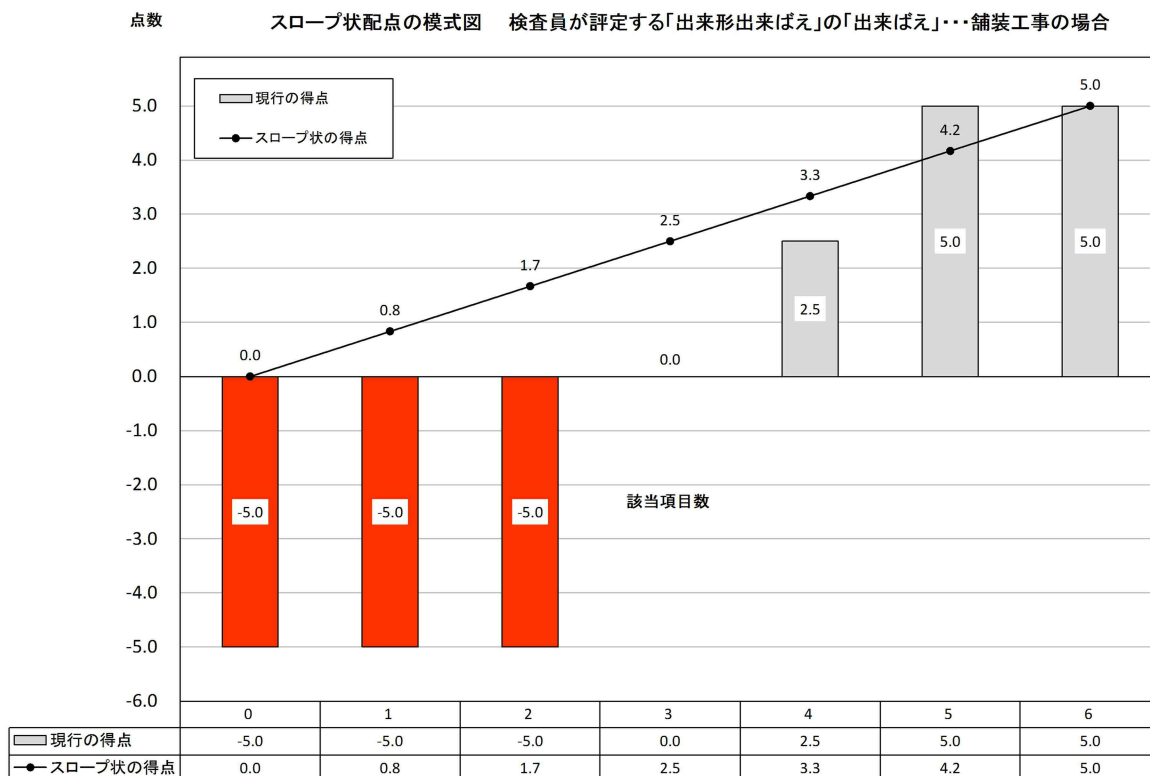
3 県内の実情に合わせた改善・・・資料2-3

これまでは、工事目的物の「出来ばえ」に対する評価は、要求レベルが高いものとなっていました。

例えば、舗装工事の場合、6項目のうち4項目で「良い」がなければ加点はなく、これが2項目以下の場合(いわゆる普通の場合)は-5点の減点となっていました。

改定案では、0点を基準としたスロープ状配点を導入して、「良い」の数に比例して加点します。

結果として、出来ばえに、マイナス点はなくなります。



4 改定前後の変化の予測・・・資料2-4

平成28年度に完成した土木部発注の土木一式工事に関する評価データを用いて、改定前後の変化を検証したところ、次の結果となりました。

【現行】

統計学上、多数の集団における頻度分布は、平均値を中心とした左右対称の正規分布(下図の実線)になるはずですが、現実の工事数(黒色棒)は、80, 81, 84点が突出して多く、75,76,77,79点が少ない、という状況です。

【改定後】

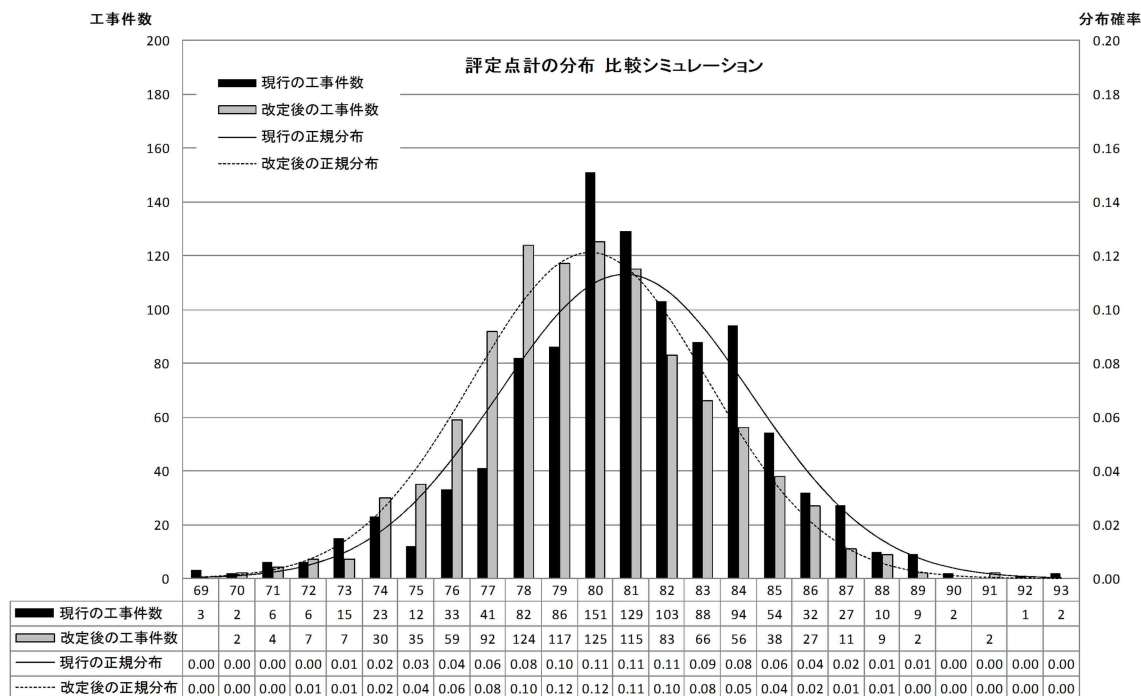
同じ工事を、「スロープ状配点」で試算したところ、

工事数の頻度分布(灰色棒)は、80点を中心に、ほぼ左右対称となり、理論上の正規分布(点線)に沿うという結果が得られました。

平均点はあまり変動せず、凸凹が少ない穏やかな分布に近づくものと考えられます。

資料2-4 評価点計の分布のシミュレーション

区分	平均	標準偏差
現行	80.8	3.5
改定	79.9	3.3



平成28年度に完成した土木一式工事(災害復旧工事を含む1,011工事)

5 休日の確保に対する評価・・・資料3-1～3-2

働き方改革の趣旨をふまえ、休日確保の取組みを評価する項目を新設します。

全ての工事を対象に、休日の確保の実現率に応じて、次表のとおり加点します。

発注者に事前に申告する必要はありませんし、実現率が0でも減点はありません。

平成30年2月1日以降に検査を行う工事から適用しますので、現在施工中の工事も対象となります。詳細は「資料5 適用日一覧表」を参照してください。

休日の確保		n	加算点
			4点×n/12×0.4
4週4休		1	0.1
週休2日の 実現率	30%	2	0.3
	50%	3	0.4
	80%	4	0.5
	100%	5	0.7

$$\text{週休2日の実現率} = \frac{\text{休業日が2日以上あった実働期間内の週の数}}{\text{実働期間内の週の数}}$$

週休2日の定義

工事成績評定上の週休2日(みなし休日を含む)の定義は次のとおりです。

- (1) 実働期間とは、現場着手日から完成届出日までの期間をいう。ただし、受注者の責めに帰さない事由で施工できなかった期間は除く。
- (2) 7日に満たない週は、実働期間内の週の数に算入しない。
- (3) 休業日とは現場を閉所した日をいう。ただし、閉所できない現場の場合、その週の工事関係者全員の出面(でづら)が5日以下のときは、その週を「休業日が2日以上あった週」とみなして、準用する。
- (4) 国民の祝日に関する法律に規定する「国民の祝日」及び「休日」並びに「12月29日から1月3日までの日」は休業日には算入しない。ただしこの日が土曜日又は日曜日で、かつ休業した場合は算入することができる。

資料3-2 工事成績評定上の週休2日の早見表

日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	ケース	判定	理由
休						休	1	○	原則的な週休2日
		休			休		2	○	休業日の曜日は問わない。
休			祝日				3	×	月曜から金曜までの祝日・休日は休業日に算入しない。1日足りない。
休			祝日			休	4	○	月曜から金曜までの祝日・休日を含めずに休業日が2日ある。
休						祝日	5	○	土曜日又は日曜日に休業した場合は、休業日に算入することができる。
祝日	振替休日						6	×	振替休日は国民の祝日に関する法律の「休日」なので算入しない。1日足りない。
祝日	振替休日					休	7	○	土曜日又は日曜日に休業した場合は、休業日に算入することができる。
12/28	12/29	12/30	12/31	元日	1/2	1/3	8	○	年末年始のうち、土曜日又は日曜日に休業した場合は、休業日に算入することができる。
12/29	12/30	12/31	元日	1/2	1/3	休	9	○	
12/29	12/30	12/31	元日	1/2	1/3		10	×	1日足りない。
12/30	12/31	元日	1/2	1/3	休		11	○	
12/31	元日	1/2	1/3			休	12	○	
1/3	休						13	○	
1/3						休	14	○	

 	休業日
 	国民の祝日に関する法律の「祝日」
 	いわゆる振替休日。国民の祝日に関する法律に規定する「休日」
 	いわゆる年末年始。12月29日から1月3日

【工事成績評定上の週休2日の定義】

※1 実働期間とは、現場着手日から完成届出日までの期間をいう。ただし、受注者の責めに帰さない事由で施工できなかった期間は除く。

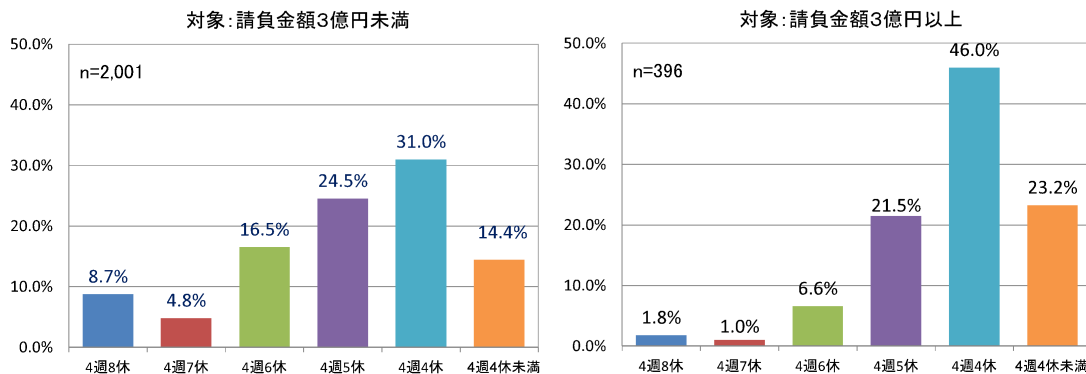
※2 7日に満たない週は、実働期間内の週の数に算入しない。

※3 休業日とは現場を閉所した日をいう。ただし閉所できない現場の場合、その週の工事関係者全員の出面(でづら)が5日以下のときは、その週を「休業日が2日以上あった週」とみなして、準用する。

※4 国民の祝日に関する法律に規定する「国民の祝日」及び「休日」並びに12月29日から1月3日までの日は休業日には算入しない。ただしこの日が土曜日又は日曜日で、かつ休業した場合は算入することができる。

【参考】国土交通省の直轄工事の実態

現場の休日取得状況 (H25、26年度竣工工事)



出典: 国土交通省HP

6 その他の改善

(6-1) 多工種の工事に対する評価方法の改善

土木部の現行の評価システムでは、多工種の工事の場合、評価すべき工種を評価者が任意に2つまで選択できるようになっていました。

もし、主たる工種と従たる工種の評価が異なった場合、そのうち低い評価値を採用する仕組みになっていました。

工種を選択に人のバラツキがあると、その工事の主たる内容を評価しない可能性もあるので、改定後は、主たる工種1つで評価します。

(環境林務部及び農政部のシステムと同一になる)

(6-2) 端数処理の改善・・・資料4

現行の評価システムは、評定点合計(最終の評点)を四捨五入して整数に丸めることになっていましたが、改定後は小数1位に丸めます。

(スロープ状配点によって、ていねいに拾った点数を、最終の評点に反映させるため)

7 スケジュールと周知・・・資料5

改定案は、12月25日に関係機関に通知し、12月27日から県のホームページ及び新聞に掲載して、周知を図ります。

さらに、受注者及び発注担当者を対象とした説明会を開催するほか、県のホームページの質問コーナーに寄せられた質問・意見等を参考にして、必要であれば部分修正を行った上で、平成30年2月1日以降に検査を行った工事(中間検査を含む)から施行する予定です。

平成29年度

- H29年12月27日 県ホームページ掲載，マスコミ広報
- H30年1月15日 合同説明会(自治会館13:15～ 受・発注者を対象，参加自由)
- H30年2月1日 運用開始(検査日が2月1日以降の工事から適用)
- H30年2～3月 初期トラブルに対応するシステム改修

平成30年度

- H30年4～10月 考査項目の分析
- H30年12月 考査項目の内容の見直し

資料5 適用日 一覧表

ケース	12					1														2											
	月	25	26	～	30	31	1	2	3	4	～	14	15	16	17	18	19	20	～	29	30	31	1	2	3	4	5	6			
成績の属する年	H29年					H30年																									
評定要領	現行の規定																									新規定					
1	12月31日までに完成					1月14日までに検査														1月31日までに検査											
完成日 ※1	12月31日					1月14日														1月31日											
完成検査日 ※2	12月31日					1月14日														1月31日											
評定要領	現行の規定を適用					現行の規定を適用														現行の規定を適用											
成績の属する年 ※3	H29年の成績となる					H30年の成績となる																									
12月31日までに完成した工事は、完成届出日から14日以内に完成検査を行う。評定要領は現行規定が適用される。成績の属する年は平成29年。																															
2	1月1日から1月17日までに完成														1月31日までに検査																
完成日	1月17日														1月31日																
完成検査日	1月17日														1月31日																
評定要領	現行の規定を適用														現行の規定を適用																
成績の属する年	H30年の成績となる																														
1月1日から1月17日までに完成した工事は、1月31日までに完成検査を行う。評定要領は現行規定が適用される。成績の属する年は平成30年。																															
3	1月18日から1月31日までに完成														1月18日から1月31日までに完成																
完成日	1月31日														1月31日																
完成検査日	1月31日														1月31日																
評定要領	発注者と受注者が協議して検査日を定める														検査日における規定を適用																
成績の属する年	H30年の成績となる																														
1月18日から1月31日までに完成した工事は、完成検査日を選択することができる。評定要領は完成検査日の規定が適用される。成績の属する年は平成30年。																															
4	2月1日以降に完成																														
完成日	2月1日以降																														
完成検査日	2月1日以降																														
評定要領	新規定を適用																														
成績の属する年	H30年の成績となる																														
2月1日以降に完成した工事は、2月1日以降に成検査を行う。評定要領は新規定が適用される。成績の属する年は平成30年。																															

※1 完成日とは、検査調査書の「下記工事について、〇年〇月〇日完成したので、通知します」の〇年〇月〇日

※2 完成検査日とは、最終合格したときの検査日、中間検査も完成検査に準じる。

※3 「鹿児島県土木部」における総合評価方式ガイドラインの過去の工事成績の平均点の算定

※ 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない(民法140)。